○中部地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市港区遠若町二丁目六番二から同市港区遠若町二丁目六〇番二まで	前	四五・五〇～五九・一〇メートル	〇・〇五キロメートル
	後	四六・七〇～五九・一〇メートル	〇・〇五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	名古屋市南区天白町四丁目二二番から同市南区天白町四丁目六番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年二月二十日

○中部地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	名古屋市緑区大高町字神戸六八番一から同市緑区大高町字神戸二二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年二月二十日

○中国地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
周南市大字呼坂字中勝間一二六〇番二地内	前	一〇・〇〇～二〇・〇〇メートル	〇・〇三七キロメートル
	後	一三・〇〇～二〇・〇〇メートル	〇・〇三七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山口県熊毛郡田布施町大字別府字江田一六八一番二から同町大字別府字新宮一六四二番二まで	前	九・五〇～一六・〇〇メートル	〇・一四五キロメートル
	後	一〇・〇〇～一六・〇〇メートル	〇・一四五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
浜田市三隅町三隅七三番一から同市三隅町三隅八〇番一まで	前	八・五七～二二・六六メートル	〇・一三三キロメートル
	後	一四・一〇～七六・一八メートル	〇・一三三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十日

九州地方整備局長　吉崎　収

一(一) 道路の種類及び路線名　一般国道　三号

道路の位置	縦覧場所
熊本市南区近見地先から宇土市水町地先まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所
〃　五十七号	宇土市松原町地先から宇城市三角町三角地先まで
〃	〃

(二) 他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　天草ケーブルネットワーク株式会社　代表取締役　松﨑　周一

住所　天草市港町九番一号

(三) 他の管理者が行う管理の内容

一般国道三号外一路線道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び一般国道三号外一路線道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

(四) 管理の期間　平成二十五年一月二十五日から本協定の存続する日まで